

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）

○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

（事業実施者）

第1条 本事業の事業実施者は、次の者とする。

（1）浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人。

ただし、共同で使用する実態のある持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）については、共同での申請を認める。

（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）が、平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する再生委員会に所属する、漁業を営む個人又は法人。

ただし、本規定において、浜の活力再生広域プランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。

（3）（1）又は（2）の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としてしない。

ア 国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（以下「もうかる事業等」という。）に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖生産契約等又は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画している者、又は参画しようとする者。

イ 事業実施計画の承認申請日以前1年の間に法令（漁業関係法令及び労働関係法令等）等に違反した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から1年とする。

2 漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号）第4又は第5の事業に加入する漁業者であり、導入した機器等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）においては、当該事業の加入を継続すること。

3 本事業の支援要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。

4 広域水産業再生委員会又は再生委員会は、本事業の実施に関して、広域水産業再生委員会又は再生委員会に属し、本事業により生産性の向上等に資する機器等を導入する漁業者に対し、指導及び監督を行うものとする。

（支援対象機器等と助成対象経費）

第2条

1 支援対象機器等

支援対象機器は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、被代替機器と比較し生産性の向上や省エネ・省コスト化に優れた機器であること。また、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人、1法人あたり1機種1台（一式）までとする。

（1）省力・省コスト化に資する機器

省力・省コスト化によりKPI達成を目指す機器等。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器とする。

ア 漁船用エンジン（船内機または船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体

質強化機器設備導入支援事業（以下「復興事業」という。）において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載された機器。

イ その他の機器

現在使用している機器と比べ 10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器。

(2) 生産性向上に資する機器

生産性の向上により K P I 達成を目指す機器等。

ただし、漁船用エンジン（船内機または船外機）については、被代替機と比べ連続出力（kW）が原則 120%以内とする。

2 助成対象経費

助成対象経費は、前項の機器等本体価格の 1 / 2 以内（下取価額を控除し、消費税を除く。）を助成する。

また、助成金の上限額は 2,000 万円以内、助成金の額は千円単位（千円未満切捨て）とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。

3 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成 30 年 3 月 31 日までに完了するものとする。

4 過去の事業との関連

過去に本事業又は他の補助事業（特に、水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業、漁業経営セーフティーネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業をいう。）により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機とする場合には、本事業で助成の対象としない。

（事業実施者からの応募）

第 3 条 本事業を実施しようとする事業実施者は、水漁機構が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」（別記様式第 8 - 1 号）、「事業実施者の概要と実施計画」（別記様式第 8 - 1 号の別添）及び見積書等のほか、次の書類を添えて、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。

(1) 広域水産業再生委員会又は再生委員会規約（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。）

(2) 広域水産業再生委員会又は再生委員会の委員名簿（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。）

(3) 広域水産業再生委員会又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第 4 又は第 5 の事業への加入の状況を記載した名簿

（事業実施計画の承認及び交付決定）

第 4 条 水漁機構は、第 3 条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

(1) 申請者が、第 1 条に定める事業実施者であること。

(2) 事業実施者から提出された機器事業実施計画が、運用通知第 3 の 9 - 1 の (3) のエの (ウ) に規定する競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）が認めたものであること。

(3) 浜の活力再生広域プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め 5 年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を基準年と比較して 10%以上向上する目標（K P I）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

2 水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が適切であると認められた場合には、予算の範囲内で「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書」（別記様式第 8 - 2 号）を通知する。

3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別

記様式第8-3号)により、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」(別記様式第8-4号)を通知する。

4 第2項の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、第1項～第3項に準じて行うものとする。

(事業結果の報告及び助成金の請求)

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」(別記様式第8-5号)、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」(別記様式第8-6号)のほか、証拠書類を添えて、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

2 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書」(別記様式第8-7号)をもって請求できる。

(実施状況等の確認)

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

2 水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。

3 水漁機構は、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標(KPI)達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、目標(KPI)の達成状況を水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」(別記様式第8-8号)により、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で、水漁機構に提出するものとする(事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、取組の目標(KPI)を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を水漁機構に提出するものとする。)

5 水漁機構は、前項による実施状況報告書を確認するとともに、取組の目標(KPI)の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定について」(別記様式第8-9号)により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

2 水漁機構は、事業実施計画の承認申請を行った日の翌日から、機器等の導入を完了するまでの間に事業実施者が法令(漁業関係法令及び労働関係法令等)等に違反した場合は、当該事業実施者に対し、助成金の支出を行わない。また、当該事業実施者に対し、既に助成金が概算払いにより交付されているときは、助成金の返還を命じるものとする。

3 水漁機構は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4 第2項及び前項の助成金の返還は、本法人が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

5 水漁機構が事業実施者に対し第2項及び第3項の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(導入する機器等に係る管理)

第8条 事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、水漁機構が別途定める「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等設備の管理運営について」に基づき、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(交付決定後の事業内容変更)

第9条 事業を実施した事業実施者は、次の場合は、水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない(疑義が生じたら、速やかに水漁機構に相談すること)。

- (1) 事業実施者の変更
- (2) 機器等又はその設置(管理)場所の変更
- (3) 水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合

(助成金の返還)

第10条 水漁機構は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は機器事業実績報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この業務要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。